**かんこうきほんほう 観光基本法** (英) Tourism Basic Law 昭和 38・6・20 法律第 108 号として公布施行された 5 番目 の基本法である。

「観光基本法の法律的性格」 本法は、観光に関する国の施策の基本的方針を定めており、観光の分野における憲法的役割を果たすものである。その特徴は、国の施策の方向を宣明したにとどまる規定が大部分で、直接に国民の権利義務を定めた実体的規定がないことである。しかし、閣議決定等と異なり、法律の形で宣言している以上、行政府のみならず、立法府・司法府を含めた国全体としてこれに従う義務が生ずる。本法と他の観光関係法規とは、本法が各種の施策を方向づけるものとして、施策を具体化するための個々の法律のあり方を示しているという意味で、親法・子法の関係にあるといえる。しかし、本法の形式は普通の法律にすぎず、その形式的効力はその他の法律と同じであり、これらの上位にあってこれを規制するという効力はもちえない。

「観光基本法の内容」(1) 国の観光に関する政策の目標が,国際観光の発展および国民の健全な観光旅行の普及発達をはかることによって,国際親善の増進,国民経済の発展,国民生活の安定向上および地域格差の是正に資することにあることを宣明し,(2) この目標を達成するため,国は ア 外国人観光旅客の来訪の促進および外国人観光旅客に対する接遇の向上 イ 国際観光地および\*国際観光ルートの総合的形成 ウ 観光旅行の安全の確保および観光旅行者の利便の増進 エ 家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行の容易化 オ 観光旅行者の一つの観光地への過度の集中の緩和 カ 低開発地域につき観光のための開発 キ 観光資源の保護・育成および開発 ク 観光地における美観風致の維持等をはかるために必要な施策を総合的にすべきものとし,(3) これらの施策を実施するため,政府は必要な法制上,財政上および金融上の措置を講ずべきものとしている。

〔観光関係法規〕 観光基本法の宣明した方針に沿って施策を 具体化するための法律である。 (1) 国際観光事業の助成に関 する法律(昭和24年法律第259号) 本法は、助成法規であっ て, 国際観光事業を振興するため, 観光宣伝その他観光に関す る事業を行なう非営利の法人に対し, 予算の範囲内で国の補助 金を交付して, その助成をはかることを目的としている。現在, 本法により国の補助金の交付を受けている団体としては、海外 観光宣伝を専門的に行なう特殊法人\*国際観光振興会がある。 (2) 国際観光振興会法(昭和34年法律第39号) 本法は,国際 観光振興会の根拠法であって, 同会の目的・組織・業務・財務 等について規定している。本法に基づいて設立された法人国際 観光振興会は, 海外における観光宣伝, 外国人観光旅客に対す る観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を 効率的に行なうことにより, 国際観光の振興をはかることを目 的とするものであり、その業務は ア 外国人観光旅客の来訪 を促進するための宣伝を行なうこと イ 外国人観光旅客に対 する観光案内所の運営を行なうこと ウ 国際観光に関する調 査および研究を行なうこと エ 国際観光に関する出版物の刊 行を行なうこと等である。 (3) 通訳案内業法(昭和24年法律 第210号) 本法は、資格付与法規であって、通訳案内業に従 事するためには,一定の資格者(運輸大臣の行なう通訳案内業 試験に合格したもの) であって, 都道府県知事の免許を受けた ものでなければならないものとし、その資格付与の方法、手続 等を定めている。その目的は、通訳案内業の健全な発達をはか り,外客接遇の向上に資することにある。 (4) 旅行あっ旋業

法 (昭和27年法律第239号) 本法は、旅行あっ旋業の健全な 発達をはかり、日本人および外国人の旅客の接遇の向上に資す ることを目的とするものであって, いわゆる事業取締法規に属 する。その内容は ア 旅行あっ旋業には邦人旅行あっ旋業と 一般旅行あっ旋業との2種類があり、前者は、日本人の本邦内 の旅行のみを対象とするものであり、後者は、邦人旅行あっ旋 業以外のものであること イ 旅行あっ旋業を営むためには, 運輸大臣の行なう登録(有効期間は3年で、更新できる)を受け なければならないこと ゥ 登録を受けた業者は、営業の開始 に先だち、営業保証金を供託しなければならないこと エ 料 金および旅行あっ旋約款を定め運輸大臣に届け出なければなら ないこと、および運輸大臣は一定の場合にその変更を命じうる こと オ 旅客その他相手方を保護するため、一定の不正行為 を禁止すること カ 不正行為の禁止に違反するなど一定の事 由があるときは、運輸大臣は登録を取り消しうること等である。 (5) 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号) 本法は, ホテルその他の外客向宿泊施設の整備をはかり, 外客接遇の充 実に資することを目的とするものであって、助成法規の一種で ある。その内容は ア 別表に定める基準 (ホテルと旅館の基 準は異なる) に適合するホテルおよび旅館を登録し イ 登録 ホテル・登録旅館に対しては、法人税および所得税の課税標準 に関する固定資産の耐用年数の特例を設け、税法上の恩典を与 えていること ウ \*登録ホテル業の用に供する建物について は、地方税の不均一課税の規定の適用があるものとすること エ 料金および宿泊約款を定め運輸大臣に届け出なければなら ないこと, および運輸大臣は一定の場合にその変更を命じうる こと オ 運輸省令で定める一定の事項を遵守しなければなら ないこと カ 本法に違反したとき、その他一定の事由がある 場合には登録を取り消しうること キ 登録が取り消されたと きは、税を追徴すること等である。 (6) 観光政策審議会令(昭 和 38 年政令第 209 号) \* 観光政策審議会は、観光基本法に基 づいて設置された政府の諮問機関で、この政令は ア 委員の 任期を2年とすること イ 会長を置くこと ウ 専門委員を 置くことができること エ 幹事を置くこと オ 部会を置く ことができること等について定めている。 (吉武賢次)

かんこうけん 観光圏 観光客の流動分布に一つの地域的なまとまりがみられる範囲のことで、圏内に適当な観光施設と観光対象を有するとともに、一つあるいは幾つかの観光基地を中核としている。観光圏内の各観光基地は、その\*観光市場がほとんど同一であるため、施設整備および宣伝活動に当たっては、共同歩調をとることが望ましい。

観光圏は、日帰りまたは1泊旅行を対象とした場合は狭い範囲のものとなるが、近年ルート観光が盛んになるとともに、広域的になりつつある。このため、観光開発に当たっては、広域観光圏の整備が行なわれている。国際的にも、西ヨーロッパ広域観光圏の考え方にならって、外人観光客の来訪を促進するため、アジア広域観光圏の形成と圏内諸国の共同宣伝の必要性が叫ばれている。 (水田嘉憲)

かんこうしじょう 観光市場 観光サービスの需要と供給が相対して価格が成立する場をいう。この場合,観光市場は、一般の商品市場に支配するのと同一法則,すなわち,価値法則によって支配されているが,売買の対象となるものが一般商品と異なり観光サービスであるため,特殊な市場を形成している。観光サービスは,観光地における観光対象,観光施設および人的接遇が一体となった固定的かつ硬直的なものであるため,需要者側の場所的移動(観光客)によって商関係を生ずる。